

# 運輸審議会半年報

平成23年1月～6月

国土交通省運輸審議会

## は し が き

平成23年1月から同年6月までの6ヶ月における運輸審議会の業務の概要を明らかにするため、運輸審議会半年報をここに刊行する。

この半年報は、運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第7条の規定に基づく業務報告書として作成したもので、同期間における運輸審議会の活動概要、事案処理状況、答申書、当審議会の委員の構成等を集録している。

この半年報が運輸に関する諸問題の理解の参考になれば幸いである。

目 次

運輸審議会半年報

平成23年1月～6月

I	今期の活動概要	2
II	運輸審議会審議事案等の処理状況	3
	1 事案処理状況	
	2 その他の状況	
III	答申の概要	4
IV	答申書	
	航 空	
	平23第9001号 株式会社ジャルエクスプレスからの混雑空港	
	） 運航許可申請について	5
	平23第9003号	
V	説明聴取事案	12
VI	部会	12
VII	報告聴取等	13
VIII	委員の構成等	14

# I 今期の活動概要

## ■ 概況

今期は、許可等関係が、答申3件（航空3件）、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案の認定1件（港湾1件）であった。

### 1 許可等関係事案

#### ○ 定期航空運送事業

2月15日に諮問された㈱ジャルエクスプレスからの成田国際空港、関西国際空港及び東京国際空港に係る混雑空港運航許可申請事案について、3月1日、8日審議の上、同月10日許可することが適当である旨答申した。

#### ○ 港湾

下関市からの下関港に係る港湾区域の変更認可申請事案について、6月21日に説明を聴取し、同月30日に国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案として認定した。

### 2 その他事案

#### ○ 運輸安全関係事案

運輸安全マネジメント評価に係る政策レビュー評価書及び運輸安全パイロット事業の結果について、6月28日に運輸審議会本審議会・運輸安全確保部会合同会議において、いずれも大臣官房運輸安全監理官から説明を聴取し、意見交換を行った。

#### ○ 現地調査

2月17日に九州新幹線（博多～新八代駅開業試乗会）について、6月16日に京浜急行蒲田駅周辺連続立体交差化事業について、それぞれ現地調査を行った。

#### ○ 報告聴取等

39件の案件について報告の聴取等を行った。



九州新幹線試乗会 新規開業区間の現地調査



京浜急行蒲田駅周辺連続立体交差化事業の現地調査

## II 運輸審議会審議事案等の処理状況

(平成23年1月1日から  
平成23年6月30日まで)

### 1 事案処理状況

区 分	鉄・軌道	自動車	航空	運輸安全	その他	計
答 申 事 案 件 数	0	0	3	0	0	3
公 聴 会 開 催 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0
意 見 聴 取 実 施 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0
部 会 審 議 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0
説 明 聴 取 事 案 件 数	0	0	0	0	1	1
事 後 通 知 事 案 件 数	1	1	0	0	0	2

※7月7日より、「軽微認定事案」は「説明聴取事案」に、「予め定められた軽微事案」は「事後通知事案」に改称した。

### 2 その他の状況

区 分	鉄・軌道	自動車	航空	運輸安全	その他	計
報 告 聴 取 等 件 数	3	3	6	0	27	39
現 地 調 査 件 数	2	0	0	0	0	2

### Ⅲ 答申の概要

今期は、航空関係3件について、国土交通大臣からの諮問に対して答申をした。その概要は次のとおりである。

#### 株式会社ジャルエクスプレスからの混雑空港（成田国際空港、関西国際空港及び東京国際空港）運航許可申請事案

申請者である株式会社ジャルエクスプレスは、株式会社日本航空インターナショナルが東京（成田国際空港）～札幌（新千歳空港）等、大阪（関西国際空港）～札幌（新千歳空港）等及び東京（東京国際空港）～札幌（新千歳空港）等との間で行っている運航の一部を同社に代わって運航しようとする混雑空港（成田国際空港、関西国際空港及び東京国際空港）の運航許可申請を行ったものである。

国土交通大臣から平成23年2月15日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、申請者の運航計画に定める発着が成田国際空港、関西国際空港及び東京国際空港の発着調整基準に合致するものと認められる等、運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであると認められること、また、当該路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって多頻度運航と競争状態の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものであること等、当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められることから、同年3月10日に申請どおり許可することが適当である旨の答申をした。

## IV 答申書

航 空

○国土交通省告示第366号（平成23年4月6日）

国 運 審 第 3 2 号  
平成 2 3 年 3 月 1 0 日

国土交通大臣 大 島 章 宏 殿

運輸審議会会長 大 屋 則 之

答 申 書

株式会社ジャルエクスプレスからの混雑空港運航許可申請  
について

平 2 3 第 9 0 0 1 号  
平 2 3 第 9 0 0 2 号  
平 2 3 第 9 0 0 3 号

平成23年2月15日付け国空事第730号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

株式会社ジャルエクスプレスの申請に係る成田国際空港、関西国際空港及び東京国際空港を使用して運航を行うことについては、いずれも許可することが適当である。

## 理 由

1. 申請者は、別表に掲げる運航計画に基づき国内定期航空運送事業を経営するため、本件申請を行ったものである。
2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

### (1) 成田国際空港関係

- ① 成田国際空港においては、発着規制として、1日の発着回数を最大615回にするとともに、30分間の発着回数について6時台から19時台までの間は出発を11回～16回、到着を8回～16回、合計を24回～27回と、また、20時台から22時台までの間は、A滑走路発着を13～16回、B'滑走路発着を8回、合計を21回～24回とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める成田国際空港での発着は、他の本邦航空運送事業者を含む同空港の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の成田国際空港に係る運航計画は、同空港における航空機整備等の所要時間及び相対応する各空港の航空保安業務提供時間（環境対策の観点から発着規制をしている空港にあっては利用可能時間。以下同じ。）等からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の成田国際空港に係る運航計画は、航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

- ② 申請者は、現在、株式会社日本航空インターナショナルが行っている成



田国際空港と大阪国際空港及び新千歳空港とを結ぶ2路線の運航の一部を引き継ぎ、平成23年3月27日から当該路線について1日3往復の運航を行おうとするものである。

申請者の運航計画により、日本航空グループとして、効率的で安定した運航体制の下で、現在と同様の頻度、座席供給量での運航が継続され、利用者の利便に適合する輸送サービスの提供が引き続き維持される。

当該路線の運航は、同路線における他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって多頻度運航と競争状態が維持され、利用者利便の維持に資するものであること等を勘案すると、本件申請は当該空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

## (2) 関西国際空港関係

- ① 関西国際空港においては、発着規制として、1時間の発着回数を40回（うち出発回数32回、到着回数25回）とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める関西国際空港での発着は、他の本邦航空運送事業者を含む同空港の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の関西国際空港に係る運航計画は、同空港における航空機整備等の所要時間及び相対応する各空港の航空保安業務提供時間等からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の関西国際空港に係る運航計画は、航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

- ② 申請者は、現在、株式会社日本航空インターナショナルが行っている関西国際空港と東京国際空港、新千歳空港及び那覇空港とを結ぶ3路線の運航の一部を引き継ぎ、平成23年3月27日から当該路線について1日4往復の運航を行おうとするものである。

申請者の運航計画により、日本航空グループとして、効率的で安定した運航体制の下で、現在と同様の頻度、座席供給量での運航が継続され、利用者の利便に適合する輸送サービスの提供が引き続き維持される。

当該路線の運航は、同路線における他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって多頻度運航と競争状態が維持され、利用者利便の維持に資するも

のであること等を勘案すると、本件申請は当該空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

### (3) 東京国際空港関係

- ① 東京国際空港においては、発着規制として、1時間の発着回数について6時台から22時台までの間は出発を35回（6時台は40回、22時台は5回。この出発回数の外枠でジェット機にあつては7時台に5回、プロペラ機にあつては1日に2回）、到着を35回（6時台及び7時台は5回、22時台は40回）と、また、23時台から5時台までの深夜早朝時間帯は出発を8回（23時台前半は0回、23時台後半は4回）、到着を8回（23時台前半は8回、23時台後半は4回）とそれぞれ定めるなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める東京国際空港での発着は、他の本邦航空運送事業者を含む同空港の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の東京国際空港に係る運航計画は、同空港における航空機整備等の所要時間及び相対応する各空港の航空保安業務提供時間等からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の東京国際空港に係る運航計画は、航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

- ② 申請者は、現在、株式会社日本航空インターナショナルが行っている東京国際空港と関西国際空港、新千歳空港、那覇空港等とを結ぶ15路線の運航の一部を引き継ぎ、平成23年3月27日から1日33往復の運航を行おうとするものである。

申請者の運航計画により、日本航空グループとして、効率的で安定した運航体制の下で、現在と同様の頻度、座席供給量での運航が継続され、利用者の利便に適合する輸送サービスの提供が引き続き維持される。

当該路線の運航は、同路線における他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって多頻度運航と競争状態が維持され、利用者利便の維持に資するものであること等を勘案すると、本件申請は当該空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

3. 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。

別 表

【成田国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
東京（成田国際空港）～ 大阪（大阪国際空港）	1日1往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-800型
東京（成田国際空港）～ 札幌（新千歳空港）	1日2往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-800型

【関西国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
大阪（関西国際空港）～ 東京（東京国際空港）	1日2往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-800型
大阪（関西国際空港）～ 札幌（新千歳空港）	1日1往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-800型
大阪（関西国際空港）～ 那覇	1日1往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-800型

【東京国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
東京（東京国際空港）～ 大阪（関西国際空港）	1日2往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 札幌（新千歳空港）	1日3往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 那覇	1日1往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 女満別	1日1往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 旭川	1日1往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 帯広	1日2往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 秋田	1日1往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 岡山	1日2往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 徳島	1日3往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 高松	1日4往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 高知	1日1往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-400型

【東京国際空港】

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
東京（東京国際空港）～ 松山	1日5往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 北九州	1日3往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 長崎	1日2往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-800型
東京（東京国際空港）～ 宮崎	1日2往復	平成23年3月27日	ボーイング式737-800型

## V 説明聴取事案

### ○港湾区域の変更認可申請

認定月日	申請者	事案の内容
6月30日	下関市	下関港に係る港湾区域の変更認可

## VI 部会

### ○運輸安全確保部会

審議月日	事案の内容	開催場所
6月28日	<ul style="list-style-type: none"><li>・運輸安全マネジメント評価に係る政策レビュー評価書の報告について</li><li>・運輸安全パイロット事業の結果の報告について</li></ul>	国土交通省2号館16階 運輸安全会議室

(備考) 運輸審議会本審議会・運輸安全確保部会合同会議として開催

## Ⅶ 報告聴取等

年月日	事 案 名	説 明 部 局 等
1月6日	平成22年の審議状況	運輸審議会審理室
1月11日	物流から生じるCO2排出量のディスクリージャーの今後のあり方に関する調査研究	国土交通政策研究所
1月13日	平成23年度鉄道局関係予算概要について	鉄 道 局
1月18日	平成23年度海事局関係予算概要について	海 事 局
1月20日	観光立国の実現に向けた取組み	観 光 庁
1月25日	平成23年度自動車交通局関係予算概要について	自 動 車 交 通 局
1月27日	海上保安庁の課題と対策について	海 上 保 安 庁
2月1日	平成23年度港湾局関係予算概要及び港湾法の改正について	港 湾 局
2月3日	平成23年度航空局関係予算概要について	大臣官房参事官 (航空予算担当)
2月8日	緊急地震速報について	気 象 庁
2月10日	フェデラルエクスプレス航空事故調査について	運輸安全委員会事務局
2月22日	コンテナターミナルのゲートオープン時間拡大と国際コンテナ戦略港湾について	港 湾 局
2月24日	地域鉄道の現状と課題について	鉄 道 局
3月3日	船員の確保対策について	海 事 局
3月22日	運輸審議会の審議のあり方について	運輸審議会審理室
3月24日	運輸審議会の審議のあり方について	運輸審議会審理室
3月29日	運輸審議会の審議のあり方について	運輸審議会審理室
3月31日	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案について	大臣官房参事官 (近畿・中部圏空港)
4月5日	最近の海洋政策の動向について	総 合 政 策 局
4月7日	運輸審議会の審議のあり方について	運輸審議会審理室
4月12日	国土交通省の情報保全対策について	総 合 政 策 局
4月14日	我が国鉄道システムの海外展開について	鉄 道 局
4月19日	運輸部門における環境対策と最近の環境政策の動向	総 合 政 策 局
4月21日	空港周辺環境対策について	航 空 局
4月26日	国土交通省の政策評価について	政 策 統 括 官 付
5月10日	平成23年度国土交通省税制改正について	総 合 政 策 局
5月12日	国土交通月例経済(H22年11月・12月・H23年1月・2月・3月・4月)について	総 合 政 策 局
5月12日	運輸審議会の審議のあり方について	運輸審議会審理室
5月17日	交通基本法案について	総 合 政 策 局
5月19日	鉄道駅におけるレンタサイクルの利用実態に関する調査研究	国土交通政策研究所
5月24日	自動車損害賠償保障制度について	自 動 車 交 通 局
5月26日	我が国の国際航空政策の現状と展望	航 空 局
5月31日	我が国航空衛星システム(MTSAT)の概要	航 空 局
6月2日	移動等円滑化の促進に関する基本方針について	総 合 政 策 局
6月7日	地域公共交通確保維持改善事業について	総 合 政 策 局
6月9日	自動車交通の輸送の安全にかかわる情報(平成21年度)について	自 動 車 交 通 局
6月14日	航空分野におけるセキュリティ対策について	航 空 局
6月23日	MICEの推進について	観 光 庁
6月30日	国土交通省組織改正について	大臣官房総務課

## VIII 委員の構成等

### ○委員

平成23年6月30日現在の運輸審議会委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
運輸審議会会長	大屋 則之
会長の職務を代理する常勤の委員	上野 文雄
運輸審議会委員(非常勤)	廻 洋子
運輸審議会委員(非常勤)	保田 眞紀子
運輸審議会委員(非常勤)	島村 勝巳
運輸審議会委員(非常勤)	松田 英三

(備考)

委員の任命(再任)

島村 勝巳 委員(平成23年2月16日付け)

### ○運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員

平成23年6月30日現在の運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
運輸安全確保部会部会長	上野 文雄
部会長の職務を代理する委員	島村 勝巳
委 員	保田 眞紀子
専門委員	岡本 満喜子
専門委員	河内 啓二
専門委員	酒井 一博
専門委員	高 巖
専門委員	谷口 綾子
専門委員	中條 武志
専門委員	村山 義夫

### ○事案処理職員

平成23年6月30日現在の事案処理職員は、次のとおりである。

官 職	氏 名
大臣官房参事官(運輸審議会審理室長)	小室 充弘
総合政策局総務課運輸審議会審理室課長補佐	中山 泰宏



運輸審議会半年報

平成23年1月～6月